

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称: 六ノ里棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

旧牛道村地域の内、六ノ里地区の棚田。

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

現在の耕作者が耕作不能となった場合には、協議会で担い手1名以上を確保し、令和6年度まで六ノ里地区の棚田における棚田管理の取組面積19.74haを維持する。

農道及び水路等の農業用施設の適切な維持管理を継続実施する。

・生産性・付加価値の向上

令和6年度までに六ノ里地区の棚田でドローンを活用した肥料散布の取組みを検討する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

令和6年度まで六ノ里棚田米生産者組合の作付面積8.4haを維持する。

・自然環境の保全・活用

六ノ里地区の棚田で侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。

・良好な景観の形成

定期的な草刈等の管理作業により、六ノ里地区の棚田の畦畔保持活動を実施する。

・伝統文化の継承

栃洞白山神社、平谷白山神社、位山秋葉神社で催される拝殿踊りの継承を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

毎年1筆以上でイラスト田んぼを実施し、都市農村交流人口の創出、拡大を図る。

棚田オーナー制度の導入を検討する。

・棚田を観光資源とした地域振興

六ノ里地区の棚田の保全等の取組活動を紹介する看板を設置する。

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

六ノ里地区の棚田米を材料とした加工食品の製造販売を推進する。

地元の酒造事業者と連携し、六ノ里地区の棚田米を原料とした日本酒を1品目以上試作するとともに、製造・販売に取り組む。

棚田米を材料とした加工食品の製造販売を推進する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

六ノ里地区の棚田において、定期的な畦畔、農道、用排水路の保全活動を地域ぐるみで実施し、耕作放棄地の発生防止と削減を図る。耕作が不可能となった農地については、協議会で担い手確保に努めるとともに、担い手が確保されるまでの間は、協議会構成員により草刈等を行い、適切に保全管理を行う。

・生産性・付加価値の向上

令和6年度までに六ノ里地区の棚田でドローンを活用した肥料散布の取組みを検討する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

六の里棚田米生産組合による六ノ里地区の棚田米のPRを行うとともに、棚田米の販路の拡大を図る。

・自然環境の保全・活用

六ノ里地区の棚田で六ノ里集落協定が中心となり侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。

・良好な景観の形成

六ノ里地区の棚田において、六ノ里集落協定が中心となり畦畔の老朽化や豪雨災害により崩落が発生した場合は、適切な工法を用いた修復を実施し、良好な景観を確保する。

・伝統文化の継承

地区出身者及び地元の住民等の支援者の協力を得ながら、昔から伝わる拝殿踊りなどの伝統文化を継承する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

六ノ里自治会が主体となり、毎年1筆以上イラスト田んぼを実施し、都市農村交流人口の創出、拡大を図る。

・棚田を観光資源とした地域振興

畑ヶ谷棚田を守る会が主体となり、棚田の保全活動等を紹介する看板を設置し、棚田の保全等の取組みを周知し、保全活動への参加協力者の増加を図る。

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

六ノ里地域協議会が中心となり、六ノ里地区の棚田米や農産物を原材料とした加工品の製造、販売に取り組む。

市内の酒造事業者である布屋原酒造場と連携し、六ノ里地区の棚田米を原料とした日本酒の開発、販売に取り組む

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

六ノ里棚田地域振興協議会は、郡上市、六ノ里自治会、六ノ里集落協定、六の里棚田米生産組合、畑ヶ谷棚田を守る会、三ヶ村棚田を守る会、六ノ里地域協議会で構成する。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項